

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月5日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第38号

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成31年野田市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2月前の」の次に「月の」を加え、同条第3項中「野田市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則」を「野田市公共施設予約システムの利用に関する規則」に改める。

(野田市総合公園施設の管理に関する規則の一部改正)

第2条 野田市総合公園施設の管理に関する規則(平成31年野田市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「野田市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則」を「野田市公共施設予約システムの利用に関する規則」に改める。

(野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)

第3条 野田市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成31年野田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(利用者登録の取消しの届出等)

第9条 登録者は、利用者登録の取消しを受けようとするときは、野田市公共施設予約システム利用者登録取消届出書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出に係る利用者登録を取り消すものとする。

第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第11条第2項、第4項及び第5項中「2月前の」の次に「月の」を加え

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。